

親子わらべうた協会 友の会 会員規約

第1条 親子わらべうた協会は、わらべうたが小さな子どもたちの「聞く耳」を育てることに着目し、

- 1, 「聞く耳」を育てるわらべうたを通した子育て支援をする
- 2, 「聞く耳」を育てるわらべうたを伝えるためのボランティアを育成する
- 3, 「聞く耳」を育てるわらべうたを通した読書支援をする

を目的として、2023年4月23日「子ども読書の日」に設立しました。

第2条 親子わらべうた協会は、その目的を達成するために次の活動・事業を行います。

- 1, わらべうたひろば（子どもと保護者のためのわらべうたと絵本の会）の実践
- 2, ボランティア、司書、保育士などに向けてのわらべうた講座
- 3, わらべうた講師の育成
- 4, わらべうた出張講座、出張おはなし会
- 5, 絵本の読み聞かせ講座
- 6, ホームページ等でのわらべうた動画配信
- 7, わらべうたの絵本や書籍作成
- 8, わらべうた他団体との情報交換

第3条 会員について

- 1, 親子わらべうた協会の会員は、次の2種類です。
 - ・各年度に募集する「友の会会員」
 - ・本会の運営と、活動・事業の企画・実施に携わる「運営会員」
- 2, 友の会会員は、この規約に賛同いただけるすべての方にご入会いただけます。
- 3, 本会の運営と、活動・事業の企画・実施に携わる運営会員については、代表が必要と

する場合に役員会・定例会・総会の審議を経て募集することがあります。

第4条 年会費について

- 1, 入会時に年会費の納入をお願い致します。

(年会費のみで、別途入会金はありません)
- 2, 金額は「友の会会員」「運営会員」ともに3,000円です。
- 3, 本会指定口座への振り込みをお願い致します。振込手数料も合わせてご負担いただきます。
- 4, 本会からの領収書は発行しませんので、振込時の受領証を保管して下さい。
- 5, 年度の途中からの入会であっても金額は同じです。
- 6, 年度の途中で退会する場合も年会費の返還はできません。
- 7, 本会の年度は4月1日から翌年の3月31日までとします。

第5条 会員の特典について

- 1, 親子わらべうた協会「会報」
- 2, 講座やその他のイベント情報の早期取得

第6条 退会について

退会を希望する場合は、親子わらべうた協会ホームページの「お問い合わせフォーム」より、会員番号とお名前をご記入の上、退会の旨をお知らせください。任意に退会することができます。その場合、第4条6項の通り年会費の返還を受けることはできません。

この会員規約は2024年度4月1日から施行いたします。